

児童虐待から 子どもを守ろう！

子どもがこんな目に遭ったら、すぐに連絡を！

児童虐待とは、保護者などがその監護する18歳に満たない児童に対し次の行為をすることです。

児童虐待かな？



①身体的虐待

身体に暴力を与えたり、子どもを死に至らしめるような行為
例> 殴る、蹴る、熱湯をかける、口をふさぐ、煙草の火を付ける等



②性的虐待

子どもに対してわいせつな行為をする、子どもにわいせつな行為をさせること
例> 児童への淫行、性的行為の強要、ポルノ写真を見せる・撮る等



③ネグレクト（保護の怠慢と拒否）

保護者・同居人が子どもの正常な発達を妨げる行為や安全・健康を阻害すること
例> 食事を与えない、入浴させない、洗濯した衣服を与えない、
登校させない、乳幼児を車内等へ放置する、必要な医療を受けさせない等



④心理的虐待

暴言を吐いたり、無視や脅迫、配偶者への暴力等で心理的外傷を与えること
例> バカ呼ばわりする、無視する、他の兄妹と著しく差別する等



児童虐待は早期発見が大切です。
虐待かな？と思ったら
最寄りの児童相談所や福祉事務所
警察署・交番・駐在所
へ相談・連絡しましょう。

* 連絡した人の秘密は守られます

虐待かな？と思ったら

そんな子がいるんです。



いつも子どもの泣き声が・・・
表情が暗く、青あざを付けている子が・・・
お腹を空かせ、風呂にも入っていない子が・・・

～よその子も我が子も同じ愛の手で～